

武庫川水系河川整備計画  
進行管理報告書  
[平成 29 年度版]

平成 29 年 9 月

兵 庫 県

## 目 次

1	進行管理項目一覧	1
2	進行管理結果	
	(洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項)	
	管理番号1 (下流部築堤区間)	4
	管理番号2 (下流部掘込区間)	6
	管理番号3 (中流部)	7
	管理番号4 (上流部及び支川)	8
	管理番号5 (支川の堤防強化)	10
	管理番号6 (下流部築堤区間の堤防強化)	11
	管理番号7 (武庫川遊水地の整備・青野ダムの活用)	12
	管理番号8 (洪水調節施設の継続検討)	13
	管理番号9 (流域対策)	14
	管理番号10 (減災対策)	17
	(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項)	
	管理番号11 (正常流量の確保)	21
	管理番号12 (緊急時の水利用)	22
	管理番号13 (健全な水循環の確保)	23
	(河川環境の整備と保全に関する事項)	
	管理番号14 (「2つの原則」の適用等)	25
	管理番号15 (天然アユが遡上する川づくり)	28
	管理番号16 (良好な景観の保全・創出)	29
	管理番号17 (河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	31
	管理番号18 (水質の向上)	32
	(河川の維持管理等に関する事項)	
	管理番号19 (河川の維持管理)	34
	管理番号20 (流域連携)	37
	管理番号21 (モニタリング)	40
	管理番号22 (河川整備計画のフォローアップ)	42

武庫川水系河川整備計画 進行管理項目一覧

河川整備計画(第4章「河川整備の実施に関する事項」に記載された事項・項目)			管理番号	【実施目標】	【取組方針】	【点検指標】	必要に応じて実施する項目
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	1. 河川対策	(1)河道対策	①下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m <sup>3</sup> /s(甲武橋基準点)を安全に流下させる。	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削 流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削	河床掘削(No.7～No.50) L=5,700m 低水路拡幅・高水敷掘削(右岸No.10～No.31) L=2,000m 低水路拡幅・高水敷掘削(左岸No.25～No.31) L=580m	
			②下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。	河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	南武橋(改築) 国道43号、阪神高速橋梁(護床工) 阪神電鉄橋梁(補強) 武庫川橋(旧国道橋梁)(護床工) ガス管橋(補強又は改築) 国道2号橋梁(補強)	
			③中流部 (名塩川合流点～羽東川合流点)	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m <sup>3</sup> /s(武田尾地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。	潮止堰の撤去 床止工の撤去又は改築	潮止堰(撤去) 1号床止工(撤去) 2号床止工(撤去又は改築) 3号床止工(改築)	
			④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・大堀川 50m <sup>3</sup> /s ・荒神川 39m <sup>3</sup> /s ・波豆川(宝塚市) 160m <sup>3</sup> /s ・波豆川(三田市) 65m <sup>3</sup> /s ・山田川 100m <sup>3</sup> /s ・大池川 40m <sup>3</sup> /s ・相野川 45m <sup>3</sup> /s ・波賀野川 25m <sup>3</sup> /s ・武庫川及び真南条川 110m <sup>3</sup> /s	護岸整備やバラベツ等による溢水対策(仁川合流点～生瀬大橋) 河床掘削等(生瀬大橋～名塩川合流点)	護岸整備、バラベツ等(9.0k～15.9k)L=6.9km 河床掘削等(15.9k～18.4k)L=2.5km	
		⑤下流部築堤区間の堤防強化 (南武橋～仁川合流点)	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。また、治水に特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする。	護岸整備等による溢水対策(武田尾地区)	護岸整備等(武田尾地区)L=0.8km		
		①新規遊水地の整備	新規遊水地の整備により20m <sup>3</sup> /s、青野ダムの活用により40m <sup>3</sup> /sを確保し、甲武橋基準点において280m <sup>3</sup> /sの洪水調節を行う。	大堀川(宝塚市)の整備 荒神川(宝塚市)の整備 波豆川(宝塚市)の整備 波豆川(三田市)の整備 山田川(三田市)の整備 大池川(三田市)の整備 相野川(三田市)の整備 武庫川及び真南条川(篠山市)の整備 波賀野川(篠山市)の整備	河床掘削等(西田川橋～西/町橋)L=1.2km 河床掘削等(国道176号～荒神橋)L=0.6km 河道拡幅等(滝本橋～島橋)L=0.3km 河道拡幅等(中河原橋～護魔池)L=0.6km 河道拡幅等(山田滑谷ダム上流1050m～砥石橋上流500m)L=1.9km 河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流50m)L=0.1km 河道拡幅等(洞橋～2級河川上流端)L=1.4km 河床掘削等(岩鼻橋～山崎橋)L=1.9km 河道拡幅等(JR福知山線橋梁～西角橋)L=0.4km		
		②青野ダムの活用	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	堤防強化[ドレーン工による浸透対策](伊丹市荻野～宝塚市中筋)L=0.2km 堤防強化[表のり面被覆工による浸透対策](伊丹市荻野西～宝塚市山本西)L=3.8km		
		③洪水調節施設の継続検討	計画高水位以上の洪水に対する堤防強化	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	・ドレーン工法等の浸透対策 ・護岸工による侵食対策		
		②洪水調節施設の整備	計画高水位以上の洪水に対する堤防強化	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策		
		②洪水調節施設の整備	堤防に近接する一部の家屋等の対応	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討		
	②洪水調節施設の整備	遊水地整備	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	遊水地整備			
	②洪水調節施設の整備	洪水調節容量の拡大	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	洪水調節容量の拡大(操作規則の適切な変更)			
	②洪水調節施設の整備	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備 天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	千苅ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討			
	2. 流域対策(武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	(1)貯留施設の設置による流出抑制対策の実施 (2)様々な流出抑制対策の推進	①防災調整池の設置指導	「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m <sup>3</sup> /sとする。また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備 「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導 流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m <sup>3</sup> ) 「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	
			②森林保全と公益的機能向上	森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土浸食防止対策 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備)		
			③水田への雨水貯留	無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全 豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	保安林・林地開発許可制度の適切な運用 砂防事業による流木・土砂災害防止対策 治山事業等による流木・土砂災害防止対策		
			④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	水田の持つ多面的機能の維持・向上 水田貯留の実施 その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	水田の保全(関係機関連携・農業者連携) 課題解決に向けた取組等の検討 公共施設での貯留・浸透施設の設置 各戸への雨水貯留タンクの設置 道路側溝等の浸透化 透水性舗装		

武庫川水系河川整備計画 進行管理項目一覧

河川整備計画(第4章「河川整備の実施に関する事項」)に記載された事項・項目	管理番号	【実施目標】	【取組方針】	【点検指標】	必要に応じて実施する項目
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	3. 減災対策（武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮）	計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	
			住民が水害リスクを知る機会を数多く提供 水害リスクを知るツールの整備	我がまちを歩く体験型講座の開催等 水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップへの改良・強化 CG/ハザードマップで整備した映像等の継続公開と活用方法の検討	
			行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施 行政担当職員に対する研修の充実	
			市及び住民の避難判断の支援 避難勧告等に関する情報を迅速に提供(市) 武庫川下流部における「洪水予報」の実施(気象台共同)	防災情報の提供体制の充実 同報無線・移動無線の充実 「洪水予報」の実施	
			迅速な避難活動の支援 (水防上重要な箇所) 水防活動や避難勧告等の発令の支援 地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	増水する河川の画像情報の提供・配信 サイレン・回転灯の設置 洪水時の水位予測等の配信 地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	
			大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上 防災態勢の強化(市)	実践的な演習の実施 県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施	
			住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発 各種防災情報の入手方法の啓発 水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難(市) 住民の避難判断の支援	住民主体で作成したハザードマップ等の一層の利活用 「ひょうご防災ネット」への加入促進等 地区内で住民同士が助け合う取組の促進 「再掲」防災情報の提供体制の充実	
			住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	・隣接市間で避難情報の共有 ・隣接市の避難所の相互活用を検討 避難経路等の屋外表示の検討	
			水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討	・水害リスクに対する認識の向上 ・減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等	
			浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)	
			水害に対する保険制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進	
			第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	1. 正常流量の確保	(1)流水利用の適正化 (2)適正な水利用
適正な水利用の推進(関係機関連携)	節水の啓発・水利用の合理化 雨水・再生水利用の促進(各戸への雨水貯留タンクの設置)				
2. 緊急時の水利用	(1)漏水調整および広域的水融通の円滑化 (2)緊急時の河川水利用	(漏水時)利水者間の相互調整の円滑化 広域的な水融通の円滑化(関係機関連携・利水者連携) 緊急時の河川水利用の円滑化		漏水調整会議等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整 給水ネットワークの整備 消火用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	○
3. 健全な水循環の確保	関係機関や地域住民と連携して、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全等に努め、健全な水循環系を確保する。	流域水循環の把握 森林、農地、ため池の整備や適正な管理(関係機関連携)	流域水循環の把握 「再掲」人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 「再掲」急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策 「再掲」高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備) 「再掲」水田の保全(関係機関連携・農業者連携) ため池の保全		
		貯留浸透施設の整備(関係機関連携)	「再掲」透水性舗装 浸透ます等の整備(道路側溝の浸透化)		
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	1. 動植物の生活環境の保全・再生	武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。	「2つの原則」の留意事項等とりまとめの手引きの作成	手引きの作成	
			「2つの原則」のパンフレット作成	パンフレットの作成	
			地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート	
			河川整備に際して「2つの原則」を適用 重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	「2つの原則」の適用 配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	
			<汽水域の拡大と干潟の創出>	魚類等の移動の連続性確保 河床掘削に併せた潮止堰等の撤去 上流側床止め魚道改良	
2. 武庫川下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流 約5.0km)	①武庫川下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流 約5.0km)	<磯河原の再生>	干潟の創出	水制工等の設置	
			磯河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や磯河原の比高を考慮した河床掘削	
			外来植物の除去	・河床掘削によるシダゲルス/カヤの除去 ・関係機関や地域住民と連携したシダゲルス/カヤの除去	
			代償措置としての磯河原の再生	区間外での磯河原の再生	○
3. 武庫川上流部(岩鼻橋～山崎橋 約1.9km)	③武庫川上流部(岩鼻橋～山崎橋 約1.9km)	<タナゴ類の生息環境の再生>	移動性が低い生物の移植対策	オグロコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	
			みお筋の再生	現状と同様の蛇行部確保	
			瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	
3. 天然アユが遡上する川づくり	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	フンド・たまりの再生	・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に变化 ・フンド・たまりの再生	
			オギ群集の再生	現地発生した表土の再利用	
3. 天然アユが遡上する川づくり	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	代償措置としての瀬・淵やフンド等の創出	区間外での瀬・淵やフンド等の創出	○
			関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じた生息実態の追加調査等	

武庫川水系河川整備計画 進行管理項目一覧

河川整備計画(第4章「河川整備の実施に関する事項」)に記載された事項・項目	管理番号	【実施目標】	【取組方針】	【点検指標】	必要に応じて実施する項目			
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	2. 良好な景観の保全・創出	周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観を保全・創出する。	地域固有の景観資源の保全沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮 治水上支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景 <下流部築堤区間>樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等				
			魅力ある河川景観の創出(住民連携)	汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出				
	3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然とのふれあいや環境学習の場を整備・保全する。また、適正な河川利用を確保する。	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応 武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	多様な要請への対応 ・河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設の整備	地域の個性に配慮した景観づくり ○			
			秩序ある水面利用(流域市連携・関係機関連携) 汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出(住民連携)	秩序ある水面利用 魅力ある水辺とのふれあいの場の創出				
4. 水質の向上	(1)下水道整備の推進	関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化 合流式下水道改善事業等				
			(2)水質調査等の継続実施	水質状況の的確な把握	定期的な水質調査や底質調査(関係機関連携)			
			(3)水質事故への対応	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化(関係機関連携)	「武庫川水質連絡会議」等との連携	○		
			(4)わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)			
			(5)水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生(住民連携)			
第4節 河川の維持管理に関する事項	1. 河川の維持管理 (1)維持・修繕工事の実施	河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工物への適切指導に取り組む。	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事 ・<下流部築堤区間>定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持柵削や堤防・護岸の修繕工事	○			
			②親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新	○		
			③樹木等	適切な樹木管理	・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等			
			④水文観測施設	適正な樹木管理についての検討	治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等	○		
			(2)不法行為等への指導	水文観測施設の機能確保	・適切な維持管理 ・老朽施設の更新			
			(3)除草・清掃の実施	治水上著しい支障がある不法行為者への指導(関係部局連携)	不法行為者への指導	○		
			(4)適切な施設操作の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃 河川愛護活動・ひょうごアダプト等に対する清掃資材提供等の支援 回収ゴミの適切な処理(県市連携)			
			(5)占用許可工物への適切指導	樋門等の適正な機能発揮 水防倉庫の適正活用(水防時) 河川管理上支障となる占用許可工物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	樋門等の操作の実施・指導 水防倉庫の適正活用 施設管理者への指導	○ ○		
			2. 流域連携	(1)地域社会と河川の良好な関係の構築	「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学等の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	
						①流域対策・減災対策	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアダプト等の実施
②動植物の生活環境の保全・再生	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定						
③川の景観づくり	学校、公園、ため池を利用した貯留施設の整備(流域市連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留容量約64万m3)						
④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援						
⑤水質の向上	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等						
(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり						
①連携・交流のための機会提供	河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創出等						
②連携・交流のための情報提供	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)						
③自律的な流域ネットワークとの連携	公平性・透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないように配慮した支援	活動資金の助成 ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等						
3. モニタリング		治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催 活動主体の概要とその活動内容などの情報提供				
			①定期的な観測によるデータの把握	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化			
			②事業実施前後のモニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用			
			③流量観測データの蓄積	観測精度の維持、向上	住民等との情報共有 日常の保守点検 必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	○		
4. 河川整備計画のフォローアップ	(1)河川整備計画の進行管理 (2)フォローアップ委員会の設置 (3)地域住民等との情報の共有	河川整備計画の着実な推進。	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積				
			環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	増水時や平常時の増水把握	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング 増水時や平常時の流量観測データの蓄積			
			PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理の実施				
			フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催				
			地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信				

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ① 下流部築堤区間 (河口～JR 東海道線橋梁下流)

実施目標

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s(甲武橋基準点)を安全に流下させる。

施策の概要

河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所では低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)					2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)								
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期 (H28～H32) 計			
(1)河道対策	①下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削	河床掘削 (No.7～No.50) L=5,700m	—	—	工事着手	工事完了	—							
			低水路拡幅・南武橋等の施工に必要な航路幅分の掘削 L=2,550m	1,223m	1,327m	—	—	・河床掘削 (No.5+23～No.10) L=477m[完了] ・河床掘削 (No.10～No.12+72) L=272m[完了]							
		流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削	低水路拡幅・高水敷掘削 (右岸No.10～No.31) L=2,000m	(着手)1,105m (完)704m	1,500m (残:潮止堰の取合部 H37)	工事完了	—	—	・低水路拡幅 (右岸)西宮市東鳴尾町 No.19+0.40～No.22+50 L=350m[完了] (H29.5)						
			低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25～No.31)L=580m	—	工事着手・工事完了	—	—	—							
		河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	南武橋 (改築)	—	工事着手	工事完了	—	—	阪神電鉄、公安委員会、橋梁管理者との協議を継続						
			国道43号橋梁、阪神高速橋梁 (護床工)	—	—	工事着手	工事完了	橋梁管理者との協議を継続							
			阪神電鉄橋梁 (補強)	—	—	工事着手	工事完了								
			武庫川橋 (旧国道) (護床工)	—	—	—	工事着手・工事完了								
			ガス管橋 (補強又は改築)	—	—	—	工事着手・工事完了								
			国道2号橋梁 (補強)	—	—	—	工事着手・工事完了								
		潮止堰の撤去	潮止堰 (撤去)	—	—	工事着手 H37	工事完了 H38		—	・地下水調査 (地下水利用実態調査、水位・電気伝導度観測等) を実施					
			塩水化対策 右岸 L=980m	250m	工事継続	工事完了	—	—	・塩水化対策を実施 (右岸)西宮市小松東町 No.30+50～No.32 L=150.0m[完了] (H29.5)						
			塩水化対策 左岸 L=970m	—	工事着手	工事完了	—	—							
		床止工の撤去又は改築	1号床止工 (撤去)	—	—	工事着手・工事完了	—	—	—						
			2号床止工 (撤去又は改築)	—	—	—	工事着手・工事完了	—	—						
3号床止工 (改築)	—		—	—	工事着手・工事完了	—	—								

※ 工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。  (河床掘削工事(航路) L=749m [完了]/L=1,327m [期別計画(第2期)]  (護岸工事) 右岸(西宮側)の低水路拡幅 L=350m[完了]/L=1,500m [期別計画(第2期)]</li> <li>潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水の影響調査検討、地下水のモニタリングを継続実施</li> <li>潮止堰等撤去後の塩水化対策を継続  (潮止矢板工事) 右岸(西宮側)の低水護岸 L=150.0m[完了]</li> <li>沿川住民や河川敷利用者へ工事内容の周知に努め、今後とも円滑な事業進捗に取り組む。</li> <li>南武橋架替に向け、関係機関(阪神電鉄・公安・関電)、地元等との協議を継続。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項                  1 河川対策                  (1) 河道対策                  ② 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m<sup>3</sup>/s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量2,700m<sup>3</sup>/s)に対する護岸の整備やパラベット等による溢水対策を行う。                  当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m<sup>3</sup>/s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m<sup>3</sup>/s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。</p>	

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)						2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	実績 (D)					
							H28	H29	H30	H31	H32	第2期(H28～H32)計
(1)河道対策	②下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点)	護岸整備やパラベット等による溢水対策(仁川合流点～生瀬大橋) L=6.9 km	-	-	工事着手	工事完了	-					
	河床掘削等(生瀬大橋～名塩川合流点)	河床掘削(15.9k～18.4k) L=2.5 km 左岸拡幅 L=0.5 km 西宝橋架替	-	河床掘削 0.5 km 左岸拡幅 着手	工事継続	工事完了	・地元及び道路管理者(国交省及び市)との協議を継続中 ・物件調査及び用地補償交渉に着手					
※工事着手には用地補償を含む												

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～H32])	点検・評価 (C)	
	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<p>点検・評価 (C) H28</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手している。引き続き用地取得に向けて交渉を進めていく。</li> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。</li> </ul>		
	点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32

4. 改善 (A) (第3期 [H33～H37] に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ③ 中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）	実施目標	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m <sup>3</sup> /s（武田尾地点）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
	施策の概要		中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水（武田尾地点における河道への配分流量2,600m <sup>3</sup> /s）に対し、河川整備を実施する。

1. 期別計画（P）				2. 実績（D）									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期(H28～H32)計	
(1)河道対策	③中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）	〔住宅地区〕 護岸整備等による溢水対策 L=490m	護岸整備 L=250m	工事完了	—	—	護岸整備 (本川No.230+50～No.231) (借川No.0-13.7～No.8+16.6) L=240m						
		〔温泉地区〕 護岸整備等 L=360m	用地補償	工事完了	—	—	護岸整備 (No.241+80～No.243+40.5) L=170m						

3. 点検・評価（C）（第2期 [H28～H32]）		
点検・評価（C） H28	点検・評価（C） H29	点検・評価（C） H30
<住宅地区> ・H27年度に続きH28年度も護岸整備を実施。L=240m[完了]（H29.6末） ・護岸整備についてはH28年度発注工事にて完了。 ・H29年度は盛土箇所の上上げ等の周辺整備工事が円滑に進むよう、土地区画整理組合と連携しつつ事業推進を図る。 ・平成29年度完成に向け、順調に進捗。  <温泉地区> ・H27年度に続きH28年度も護岸整備を実施。L=170m[完了]（H29.6末） ・地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。 ・平成30年度完成に向け、順調に進捗。		
点検・評価（C） H31	点検・評価（C） H32	

4. 改善（A）（第3期 [H33～H37]）に向けて

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川

実施目標

各河川の目標流量を安全に流下させる。  
 ・大堀川 50m<sup>3</sup>/s ・荒神川 39m<sup>3</sup>/s  
 ・波豆川(三田市) 65m<sup>3</sup>/s ・山田川 100m<sup>3</sup>/s  
 ・相野川 45m<sup>3</sup>/s ・武庫川及び真南条川 110m<sup>3</sup>/s  
 ・波賀野川 25m<sup>3</sup>/s  
 ・波豆川(宝塚市) 160m<sup>3</sup>/s  
 ・大池川 40m<sup>3</sup>/s

施策の概要

それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期 (H28～H32) 計		
(1)河道対策	④上流部 (羽束川合流点～本川上流端) 及び支川	大堀川 (宝塚市) の整備	河床掘削等 (西田川橋～西ノ町橋) L=1.2 km	0.1 km	0.5 km	工事完了	—	・第一小浜橋 (尼崎宝塚線) 上流右岸及び下流左岸の護岸工事に着手 右岸 L=67.7m (No.21+12.3～No.25) 左岸 L=40.6m (No.15+7.6～No.17+8.2) ・西田川橋上流右岸側護岸工事に着手 L=87m (No.0+11.9～No.4+0.3) (No.8+15.4～No.9+14.3)						
		荒神川 (宝塚市) の整備【市】	河床掘削等 (国道176号～荒神橋) L=0.6 km	0.3 km	工事完了	—	—	・JR横断部の上下流を約5mずつ護岸工事に着手						
		波豆川 (宝塚市) の整備	河道拡幅等 (滝本橋～島橋) L=0.3 km	工事着手	工事完了	—	—	・島橋 (川西三田線) 架替工事を継続						
		波豆川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (中河原橋～護摩池) L=0.6 km	0.2 km	工事完了	—	—	—						
		山田川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (山田滑谷ダム上流1050m～砥石橋上流500m) L=1.9 km	1.1 km	0.3 km	工事継続	工事完了	築堤工事 (No.17～No.20) L=70m [完了]						
		大池川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km	0.1 km	工事完了	—	—	近接施工に関して、JR西日本との協議 [継続]						
		相野川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (洞橋～2級河川上流端) L=1.4 km	工事着手	0.6 km	工事完了	—	護岸工事 (上流区間両岸) (No.40～No.42) L=200m [完了 (H29.6)]						
		武庫川及び真南条川 (篠山市) の整備	河床掘削等 (岩鼻橋～山崎橋) L=1.9 km	0.55 km	0.7 km	工事完了	—	河床掘削工事 (No.87+20～No.88+35) L=65m [完了]						
		波賀野川 (篠山市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山線橋梁～西角橋) L=0.4 km	事業着手	工事完了	—	—	井堰等設計に着手						

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大堀川：県道（尼崎宝塚線）との兼用護岸工事を継続。西田川橋から県道（尼崎宝塚線）橋までの右岸側護岸工事を継続。今後は、同区間の左岸側護岸工事着手に向け関係者と調整を図る。</li> <li>・荒神川：護岸工事を継続。JR 横断部の護岸工事に着手に向け、JR 西日本と調整していく。</li> <li>・波豆川（宝塚市）：H27 年度に続き H28 年度も島橋架替工事を実施。今後も計画的な事業進捗を図る。</li> <li>・波豆川（三田市）：工事実施無し。事業推進のため、交付金事業採択を受けた。今後は計画的な事業進捗を図っていく。</li> <li>・山田川：H25 年度以来の工事実施。事業推進のため、交付金事業採択に向け国と調整していく。</li> <li>・大池川：H27 年度に続き、JR 福知山線と国道 176 号の間約 30m について、JR 西日本と近接施工に関する協議を継続。H29 年度に工事完了予定。</li> <li>・相野川：補正予算も活用し事業推進を図った。今後も計画的な事業進捗を図る。</li> <li>・武庫川及び真南条川：H27 年度に続き H28 年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。</li> <li>・波賀野川：井堰等の補償物件の設計を実施。H29 年度は用地測量等を実施予定。今後も計画的な事業進捗を図る。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37]) に向けて		

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川	実施目標	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。
	施策の概要		計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)									
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期(H28～H32)計	
(1)河道 対策	④上流部 (羽東川 合流点～ 本川上流 端)及び 支川	堤防強化 [ドレーン 工による浸 透対策] (伊丹市荒 牧～ 宝塚市中 筋) L=0.2 km	工事完了	-	-	-							
		堤防強化 [表のり面 被覆工によ る浸透対 策] (伊丹市荻 野西～ 宝塚市山 本西) L=3.8 km	1.56 km (H22迄0.92 km済)	1.0 km	工事完了	-	0.13 km[完了] (No.16+170.5～No.17+35.5) (H28 末までに全体 1.69 km完了)						

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
(天神川) ・期別計画(第2期)1.0 kmに対し、0.13 kmが完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33～H37] に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	実施目標 計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。
	施策の概要 築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。 また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。	

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期 (H28～H32 計)
(1)河道対策 ⑤下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレーン工法等の浸透対策（対策実施延長 L=7.3km） ・護岸工による侵食対策（対策実施延長 L=6.2km）	工事継続（浸透対策） L=6.2km （侵食対策） L=0.7km	工事完了（浸透対策） L=1.1km （侵食対策） L=5.5km	—	—	<浸透対策> 約0.7km[完了] (H29.5) [西宮市小曾根町] [尼崎市武庫町] (全体で約6.9km完了) <侵食対策> 約1.5km[完了] (H29.5) (全体で約2.2km完了)					
	計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	—	—	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施		—					
	堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討	—								

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<浸透対策> ・約0.7kmを実施。期別計画（第2期）1.1kmに対し、0.7kmが完了。 <侵食対策> ・約1.5kmを実施。期別計画（第2期）5.5kmに対し、1.5kmが完了。 浸透・侵食対策とも、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33～H37] に向けて)		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m <sup>3</sup> /sの洪水調節を行う。
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項		
施策の概要	1 河川対策		
	(2) 洪水調節施設の整備		
		① 武庫川遊水地の整備	② 青野ダムの活用
武庫川本川と羽東川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも40万m <sup>3</sup> 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。			
甲武橋地点流量配分			
		① 武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s
		② 青野ダムの活用	220→260m <sup>3</sup> /s

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32		
(2) 洪水調節施設の整備	① 武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	-	-	掘削工事を実施 (V≒10,000m <sup>3</sup> )					
	② 青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	試行操作の継続 (事前放流量を20万m <sup>3</sup> から40万m <sup>3</sup> に拡大)		洪水調節容量の拡大 (事前放流量を予備放流量 [40万m <sup>3</sup> ] に位置付け)	-	基準雨量*に達する洪水がなかったため、事前放流は未実施。					
※基準雨量：今後12時間の予測累加雨量が20mmを超えると予測され、かつ、現時刻までの累加雨量と今後12時間の予測累加雨量の合計が80mmを超えると予測される時。													

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<武庫川遊水地> ・平成27年度に引き続き、掘削工事を実施した。 【掘削累計約32,000m <sup>3</sup> /掘削計画量約100,000m <sup>3</sup> 】 ・平成30年度の完成に向けて、関係機関との調整を進めるとともに、本体工事（越流堤等）に着手する。		
<青野ダム> ・青野ダムについてはH28年度の前放流は未実施。事前放流量20万m <sup>3</sup> から40万m <sup>3</sup> への拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね10回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。【累計6洪水で実施済】 (事前放流は濁水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要)		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ③ 洪水調節施設の継続検討	<b>実施目標</b>	河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。
<b>施策の概要</b>	千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	H28	H29	H30	H31	H32
			(H23~H27)	(H28~H32)	(H33~H37)	(H38~H42)					
(2) 洪水調節施設の整備	③ 洪水調節施設の継続検討	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	千苅ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討  (千苅ダム) ・治水活用の検討に必要なデータ蓄積 ・治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討  (新規ダム) ・栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施 ・新規ダムの課題や環境保全方策等を検討 上記検討を踏まえ、千苅ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討				(千苅ダム) ・千苅ダム地点の降雨データ等(流入量や放流量)を蓄積中。 ・治水活用 <sup>*</sup> に係る基本的な方針について、管理者である神戸市と合意。 (新規ダム) ・現地(峡谷部)に植栽しているヒヤシメタ他4種のモニタリングを実施 ・ヒトブナ(峡谷外)に植栽しているササキ他9種のモニタリングを実施				
※治水活用の概要:洪水期の3ヶ月間(7月~9月)、千苅ダムの貯水位をあらかじめ洪水期制限水位(6月~10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m <sup>3</sup> 確保するもの。											

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<千苅ダム> ・千苅ダム流域においては、平成28年度は9月の洪水時等の水文データを収集した。引き続き、データ蓄積を継続する。 ・治水活用については、管理者である神戸市と協議し、基本的な方針(洪水期である7月~9月に予め水位を1m低下させ、空き容量100万m <sup>3</sup> を確保)について合意した。治水活用に向け、引き続き協議を継続する。 <新規ダム> ・「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m <sup>3</sup> /sとする。 また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 2 流域対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)		
施策の概要	「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。		

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期 (H28~H32) 計	
2. 流域対策	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	推進計画の着実な推進 (推進協議会を設置し、推進計画を策定済み [H22. 11])				総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催 ・『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』を一部見直し (H29. 3)						
(1) 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m <sup>3</sup> (流))	約5.7万m <sup>3</sup> 着手(流)	約12.3万m <sup>3</sup> 完成(流)	整備継続	整備完了	約1.0万m <sup>3</sup> (流)完成(学校2箇所、ため池1箇所)						
(2) 様々な流出抑制対策の推進	①調整池の設置及び保全	総合治水条例に基づく重要調整池の設置	重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等				重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認 ・重要調整池の設置：2箇所(調整容量約0.4万m <sup>3</sup> )						
		流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	条例による義務化 総合治水条例に基づく重要調整池の設置義務の適切な履行										
	②森林保全と公益的機能向上	森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)				334ha(市)					
		急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	(今後検討)		163ha(市)						
	高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備)	100ha着手(市)(篠山市域での施工面積)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	(今後検討)		-							
	無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全	保安林・林地開発許可制度の適切な運用	継続して適切な運用を実施				適切な運用を実施						

※ 100ha=1km<sup>2</sup>  
(次ページに続く)

<凡例> (流)：武庫川流域内の合計値、(市)：関係4県民局の合計値、(市)：流域7市域全体の合計値

		期別計画 ( P )				実績 ( D )								
河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期 (H28~H32) 計	
(2) 様々な流出抑制対策の推進	② 森林保全と公益的機能向上	豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策 治山事業等による流木・土砂災害防止対策	H25 までに 3 箇所 (流) 着手	H30 までに 3 箇所 (流) 着手	(今後検討)		1 箇所 (流) 着手						
	③ 水田への雨水貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上 水田貯留の実施	水田の保全 (関係機関連携・農業者連携)	10, 141ha (市) 優良農地 (農振農用地)	10, 157ha (市) 優良農地 (農振農用地)	(今後検討)		10, 099ha (市)						
	④ その他の雨水貯留・浸透の取り組み	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	課題解決に向けた取り組み等の検討	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施					神戸市北区道場町、宝塚市玉瀬、三田市川除等でセキ板を配付					
			公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施					・ 県営住宅 1 箇所 で整備完了 ・ 県営住宅 3 箇所 で整備中					
各戸への雨水貯留タンクの設置			普及啓発に努め、設置を促進					助成基数 66 件 (市) (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計 1, 371 件 (市)]						
		道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施					・ 約 6. 7km (市) (尼崎市、西宮市) [累計約 178km (市)]						
		透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進					・ 約 5, 500m <sup>2</sup> (市) (神戸市域除く) ・ H16 年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済						

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

<凡例> (流) : 武庫川流域内の合計値、(市) : 関係 4 県民局の合計値、(市) : 流域 7 市域全体の合計値

3. 点検・評価 ( C ) (第 2 期 [H28~H32])		点検・評価 ( C ) H28		点検・評価 ( C ) H29		点検・評価 ( C ) H30	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯留施設は、県立高校 2 校 (神戸北、有馬)、ため池 1 箇所 (三田池) で整備が完了した。また、ため池 2 箇所 (有野大池・平井の池、計画貯留量: 約 9 万 m<sup>3</sup>) で新たに着手した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。</li> <li>総合治水条例に基づき開発者に対し適切な指導を行い、重要調整池が 2 箇所 (調整容量約 0. 4 万 m<sup>3</sup>) 設置された。引き続き、県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画 (H26 年 3 月) に基づき、引き続き整備に取り組む。</li> <li>水田貯留は、昨年度までの神戸市北区道場町等に加え、宝塚市玉瀬及び三田市川除でセキ板を配付し、取り組みが広がった。</li> <li>各戸貯留は、流域市の助成基数の累計が昨年度から増加し、着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>浸透施設 (道路側溝、宅内配水等) 整備については、尼崎市、西宮市で約 6. 7 km の整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>						

点検・評価 (C) H31

点検・評価 (C) H32

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 3 減災対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)		
施策の概要	減災対策については、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを認識し、以下の対策を進める。 (1) 水害リスクに対する認識の向上 (知る) (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る) (3) 的確な避難のための啓発 (逃げる) (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32
3. 減災対策	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 【県、市】	推進計画の着実な推進 (推進協議会を設置し、推進計画を策定済み [H22.11])				総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催				
(1)水害リスクに対する認識の向上(知る)	①水害リスクを知る機会の提供	住民が水害リスクを知る機会を数多く提供	我がまちを歩く体験型講座の開催等 【県、市】				住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市26回) それを基に手づくりハザードマップを作成(市32地区)				
	②水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップ(以下、HM)への改良・強化【市】				神戸市、西宮市、宝塚市でHM改訂 【土砂災害特別警戒区域の標記を追加、避難情報の名称変更についての説明を追加等】				
			CGHMで整備した映像等の継続公開 【県】と活用方法の検討【市】				現行のCGHMにH26の浸水実績を追加拡充して継続公開				
③防災の担い手となる人材の育成	行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施 【県、市】				住民やNPO等への研修及び出前講座の継続実施 ・県88回(防災リーダー講座(県)、出前講座(市))、市284回(市)の研修会等を開催 ・防災リーダー講座修了者106人(市)					
		行政担当職員に対する研修の充実 【県、市】				県9回(県)、市10回(市)の研修会を開催					

(2)情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)	①避難情報の伝達	市及び住民の避難判断の支援	防災情報の提供体制の充実【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信</li> <li>・Yahoo!防災速報による災害情報の発信、サウンドアート動画「避難勧告！その時、どうする」の作成・配信等(神戸市)</li> <li>・防災スピーカーによる定期放送の充実、緊急告知ラジオ購入費補助の充実等(西宮市)、</li> <li>・ひょうご防災ネットの12か国語対応に伴い周知チラシを作成。出前講座や窓口で配布し登録者数増に努める(宝塚市)等</li> </ul>				
		避難勧告等に関する情報を迅速に提供(市)	同報無線・移動無線の充実【市】	無線施設の整備促進及び適切な維持管理の実施	市で35基(市)の無線を整備(累計564基)				
	②河川情報の伝達	武庫川下流部における「洪水予報」の実施(気象台共同)	「洪水予報」の実施【県】	「洪水予報」の継続実施	「洪水予報」の継続実施				
		迅速な避難活動の支援<水防上重要な箇所>	増水する河川の画像情報の提供・配信【県】	河川監視カメラ増設及び継続配信	河川監視カメラ(10基)による継続配信を実施				
		サイレン・回転灯の設置	サイレン・回転灯の設置【県】	設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保	サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施				
		水防活動や避難勧告等の発令の支援	洪水時の水位予測等の配信【県】	市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信	水位予測に加え、氾濫予測情報、河川監視画像等の情報を継続配信				
	②河川情報の伝達	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】	多様な手段による水位情報等の配信	HP「川の防災情報」、データ放送による水位・雨量情報の継続配信を実施				
		③水防体制の強化	大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上	実践的な演習の実施【県、市】	行政及び地域による実践的な演習の実施	県1回(県)(Lアラート県域全体訓練1回)、市36回(市)(土のう積訓練、避難所運営訓練等)を実施			
	防災態勢の強化(市)		県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県や防災機関と連携した訓練の実施	12回実施(市)				
	(3)的確な避難のための啓発(逃げる)	①自助の取組の推進	住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】	地域の学習会や防災訓練での手づくりHM等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政出前講座や防災学習等で手づくりHMを活用(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市)</li> </ul>			
各種防災情報の入手方法の啓発			「ひょうご防災ネット」への加入促進等【県】	「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数40,000件/年(H25迄)(県)の確保 ※H26以降の目標：120,000件/年	H28新規登録件数61,500件(県)				
②共助の取組の推進		水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難(市)	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要援護者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援登録台帳等の整備、情報共有化等の取り組みを継続実施</li> <li>(神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市)</li> <li>・自治会防災プラン作成ツールを提供(伊丹市)など</li> </ul>				

	③公助の取組の推進	住民の避難判断の支援	再掲 防災情報の提供体制の充実 【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信</li> <li>Yahoo!防災速報による災害情報の発信、サウンドアート動画「避難勧告！その時、どうする」の作成・配信等(神戸市)</li> <li>防災スピーカーによる定期放送の充実、緊急告知ラジオ購入費補助の充実等(西宮市)、</li> <li>ひょうご防災ネットの12か国語対応に伴い周知チラシを更新。出前講座や窓口で配布し、引き続き登録者数増に努める(宝塚市)</li> </ul>															
		住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市間で避難情報の共有</li> <li>隣接市の避難所の相互活用等の検討【市】</li> </ul>	避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町相互間の災害時応援協定を締結(各市町)</li> <li>ハザードマップへ市域外の避難所などの追加を検討(西宮市)</li> </ul>															
			避難経路等の屋外表示の検討【市】	避難経路等の屋外表示の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所・避難所等に、ビクトリムや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。(神戸市、尼崎市)</li> <li>広域避難地看板を設置(西宮市)</li> <li>市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示(伊丹市)</li> </ul>															
(4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	①水害に備えるまちづくりへの誘導	水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害リスクに対する認識の向上</li> <li>減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等【県、市】</li> </ul>	危険度マップの作成と同マップの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図の作成中</li> <li>出前講座での住民啓発活動や開発業者へのハザードマップ確認依頼等を各市で実施</li> <li>各種ハザードマップを盛り込んだ「尼崎市防災ブック」の内容を防災フォーラムなどの機会を捉えて、市民に周知(尼崎市)</li> <li>出前講座にて啓発(西宮市、宝塚市)</li> <li>コミュニティ掲示板に海拔を示した海拔表示ステッカー掲示(伊丹市)</li> </ul>															
	②重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)【県、市】	建物の耐水化等の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は「建物等の耐水機能に関する指針」により耐水化を促進</li> <li>市防災センター屋上に自家発電機・燃料槽設置(伊丹市)など</li> </ul>															
	③水害に備える共済制度の加入促進	水害に対する共済制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率 15% (県) (当面の目標)	加入率 9.4% (県) (うち、6.9% (市))	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標</th> <th>14年度実績</th> <th>進捗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入率</td> <td>15%</td> <td>9.4%</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>加入戸数</td> <td>29,267戸*</td> <td>2,114戸</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table> <small>*対象戸数17万戸×15%</small>		目標	14年度実績	進捗	加入率	15%	9.4%	62.7%	加入戸数	29,267戸*	2,114戸	7.2%		
	目標	14年度実績	進捗																	
加入率	15%	9.4%	62.7%																	
加入戸数	29,267戸*	2,114戸	7.2%																	

<凡例> (県) : 全県の合計値、(関) : 関係4県民局全体の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値、(圏) : 武庫川流域+(尼崎・西宮両市の南部地域)の合計値

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】 尼崎市・西宮市・伊丹市・三田市・篠山市では、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</li> <li>・【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】 県は氾濫予測システムの運用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。神戸市ではサウンドアート動画「避難勧告! その時、どうする」を制作し各種メディアで配信、西宮市では防災スピーカーによる定期放送を充実、宝塚市ではひょうご防災ネットの多言語対応化の周知チラシを配布するなど、各市において防災情報提供体制の充実を図った。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実を努めていく。</li> <li>・【的確な避難のための啓発 (逃げる)】 流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策(台帳整備や情報共有等)を実施。宝塚市では自治会防災プラン作成ツールを作成配布した。今後も住民が安全かつスムーズに避難するための取り組みを推進していく。</li> <li>・【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)】 県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図の作成中。宝塚市では、開発業者に対しハザードマップの事前確認を求めることとした。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
	第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用		
施策の概要	河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間(平成5~16年)の最小の濁水流量が1.43m <sup>3</sup> /sであり、概ね正常流量(1.5m <sup>3</sup> /s)を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水		

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	—	—	—	慣行水利権を許可水利権へ切替えた事により、慣行水利権が1件減少した(全218件中14件が事業予定箇所)					
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。				点検指標に該当する事案がなかったため未実施					
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進(関係機関連携)	節水の啓発・水利用の合理化	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことにより、漏水の防止・有収率の向上を図る。				・ホームページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。 ・水道週間で啓発、横断幕、のぼりの掲示、ティッシュの配布等を実施。(神戸市、宝塚市)					
		雨水・再生水利用の促進	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進				雨水タンク助成基数66件 <sup>①</sup> ( <sup>②</sup> 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計)					

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28年度については、正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを概ね確保できている。今後もより豊かな流量の確保に努める。</li> <li>・事業予定箇所に存在する14件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。</li> <li>・自治体の有収率を確認し、大きな変動はなかった。有収率が著しく悪化した場合には、水道事業者の原因説明や改善を要請する。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	渇水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。
	第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 2 緊急時の水利用 (1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用		
施策の概要	渇水時には、渇水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による渇水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。震災などの緊急時には、河川水を利用できるよう配慮する。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 ( P )				2. 実績 ( D )					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	実績 ( D )				
			(H23~H27)	(H28~H32)	(H33~H37)	(H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32
(1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時) 渇水調整会議*等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水の状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。				
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施				広域的な水融通を行う連絡管の概略設計及び現地測量を実施。(県企業庁)				
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消防用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。				

※渇水時に渇水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
点検・評価 (C) H28 ・ 渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。 ・ 給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手した。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。					
点検・評価 (C) H31		点検・評価 (C) H32			

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保
	第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 3 健全な水循環の確保		
施策の概要	流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。 なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。		

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				2. 実績 ( D )					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
3. 健全な水循環の確保	流域水循環の把握	流域水循環の把握	流域水循環把握に必要なデータの収集				雨量、水位、低水量、地下水水位、県管理貯水水位等のデータを蓄積。					
	森林、農地、ため池の整備や適正な管理（関係機関連携）	再掲 人工林の間伐等（関係機関連携・住民連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）				334ha <sup>㊦</sup>					
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	(今後検討)		163ha <sup>㊦</sup>					
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導（混交林整備）	100ha 着手 <sup>㊦</sup> （篠山市域での施工面積）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	(今後検討)		-					
		再掲 水田の保全（関係機関連携・農業者連携）	10, 141ha <sup>㊦</sup> 優良農地（農振農用地）	10, 157ha <sup>㊦</sup> 優良農地（農振農用地）	(今後検討)		10, 099ha <sup>㊦</sup>					
		ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備				ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施					
	貯留浸透施設の整備（関係機関連携）	再掲 透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 5, 500m<sup>2</sup><sup>㊦</sup>（神戸市域除く）</li> <li>・H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済</li> </ul>					
		再掲 浸透ます等の整備（道路側溝の浸透化）	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 6. 7km<sup>㊦</sup>（尼崎市、西宮市）</li> <li>[累計約 178km<sup>㊦</sup>]</li> </ul>					

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

<凡例> ㊦：武庫川流域内の合計値、㊧：関係4県民局の合計値、㊨：流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所では、歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約6.7kmの整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方 (2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策 ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部	<b>実施目標</b> 武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。 (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出 (武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生 (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生
<b>施策の概要</b>	河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。 (水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会 <sup>※</sup> の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。) ※「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会	

1. 期別計画 (P)		期別計画 ( P )				2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32					
1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等を取りまとめた手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	-	-	-	/	/	/	/	/					
	「2つの原則」のパンフレット作成	パンフレットの作成	パンフレットの作成(完了)	-	-	-						/	/	/	/	/
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きの迅速化</li> <li>技術面でのサポート</li> </ul>	地域住民や団体等の要望に応じて実施													
(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方	河川整備に際しての「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施				-									
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施									-				
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	① 下流部築堤区間	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去着手</li> <li>1号床止工着手・撤去</li> </ul>	潮止堰撤去完了	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置									
		魚類等の移動の連続性確保	上流側床止め魚道改良	-	-	-	2号・3号床止工の撤去又は改築に併せて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部1~8号床止工付近でアユの遡上・分布調査を実施</li> <li>2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置</li> </ul>								
		干潟の創出	水制工等の設置	-	-	-	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施	-								

② 下流部 掘込区 間	礫河原と 瀬・淵の再 生	現状の砂州 形状や礫河 原の比高を 考慮した河 床掘削	河川改修にあわせて実施		河川改修の進捗にあわせ て実施するため今年度は 未実施				
	外来植物の 除去	・河床掘削 によるシ ダレスメ ガヤの除 去 ・関係機関や 地域住民と 連携したシ ダレスメ ガヤの除去	河川改修にあわせて実施						
	代償措置と しての礫河 原の再生	区間外での 礫河原の再 生	必要に応じて実施			—			
③ 上流 部	移動性が低 い生物の移 植対策	オグラコウ ホネ等の植 物やカタハ ガイ等の二 枚貝類の移 植対策	河川改修にあわせて実施	—	—	・オグラコウホネの保全 対策を継続実施（経過 観察、現在も良好に生 育） ・二枚貝の移植を実施			
	みお筋の再 生	現況と同様 の蛇行部確 保	河川改修にあわせて実施	—	—				
	瀬・淵の再 生	河道が直線 的で河床勾 配が一定な 区間での木 杭や根固工 等の設置	河川改修にあわせて実施	—	—				
	ワンド・た まりの再生	・河床の横 断方向に 傾斜や凹 凸をつけ 冠水頻度 に変化 ・ワンド・ たまりの 再生	河川改修にあわせて実施	—	—	瀬・淵の再生など、河川 改修区間において実施			
	オギ群集の 再生	現地発生し た表土の再 利用	河川改修にあわせて実施	—	—				
	代償措置と しての瀬・ 淵やワンド 等の創出	区間外での 瀬・淵やワ ンド等の創 出	必要に応じて実施			区間内で瀬・淵やワンド を創出しているため、区 間外での代償措置の必要 なし			

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
(武庫川下流部築堤区間) ・ H28年度に実施した河床掘削工事の区間において、水環境に対する影響を把握するため、水質検査等を行った。 ・ H28年度は、下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。 (武庫川上流部) ・ 「川づくり計画図」に基づき、河道掘削工事 (L=0.06km) を実施した。工事に併せて、オギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚貝の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。 ・ 今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	<b>実施目標</b>	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
<b>施策の概要</b>	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
(3) 天然アユが遡上する川づくり	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上</li> <li>産卵場及び稚魚期の生息場所の確保</li> <li>必要に応じた生息実態の追加調査等</li> </ul>	魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工下流において、産卵場造成、専門家を交えた生物観察会を実施。(H28. 10. 29)</li> <li>2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置</li> </ul>					

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>アユなどの魚類にとってより望ましい川づくりに向け、取組を実施。</li> <li>各取組の結果等を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造等について検討していく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。
	第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出		
施策の概要	武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜つつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 ( P )				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・建造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。				上流部において武庫川らしい景観を保全するため、オギ群落の再生に向けた現地表土の再利用を実施。				
		治水上支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景	堤内地等治水上支障がなく、地域住民等の理解と協力が得られた箇所について緑化修景。				堤防強化対策工事等で掘削した堤防法面を張芝で復旧し、緑化修景。				
		<下流部築堤区間> 樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等	樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討	—		「治水上等の支障となる影響が大きいものを除き、可能な限り保全に努める」方針を第6回懇話会で説明し、了承を得る。					
	魅力ある河川景観の創出 (住民連携)	<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出	河川整備の進捗にあわせて実施				今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく。				
地域のまちづくりにあわせた景観づくり (各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	市の要請に応じて実施				除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。					

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流部において武庫川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。</li> <li>・下流部築堤区間における樹木管理についての基本的な方針について、第6回懇話会で了承を得た。今後は、基本的な方針を踏まえつつ、河川管理構造物(築堤、護岸等)に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。</li> <li>・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。なお、下流部低水護岸部の残存鋼矢板を活用したたまり・干潟を検討する。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	人と河川の豊かなふれあい及び適正な河川利用の確保。
	第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保		
施策の概要	自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。 なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 ( P )				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
			3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。				下流部築堤区間の工事実施においては、樹木伐採や、高水敷の掘削により利用の制限が伴うことから、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、出前講座等の開催等の広報に努めた。		
武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援 (関係機関連携)	・河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設の整備	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。				河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。						
秩序ある水面利用 (流域市連携・関係機関連携)	秩序ある水面利用	流域市や関係機関などと連携し、不法係留等の違法な水面利用が無い状態を維持する。				不法係留等の違法な水面利用は確認されなかった。						
汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造 (住民連携)	<下流部築堤区間>魅力ある水辺とのふれあいの場の創造	河川整備の進捗にあわせて実施				河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。						

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、出前講座等の開催等の広報に努め、地元の詳細を得ながら、低水幅等の工事を継続する。さらなる住民理解を得ることを目的に工事内容のわかる看板等を現場に設置した。</li> <li>河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。</li> </ul>					
点検・評価 (C) H31		点検・評価 (C) H32			

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第3節 河川環境の整備と保全に関する事項                  4 水質の向上                  (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応                  (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。</p>
<p><b>施策の概要</b></p> <p>武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上、の取り組みを進める。</p>		

1. 期別計画 (P)		期別計画 ( P )				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
4. 水質の向上	(1) 下水道整備の推進	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化	<上流処理区> 今後の汚水量の増加に応じて施設を増設 (既存施設は高度処理化済)			既存施設 (高度処理化済) で対応可能					
	(2) 水質調査等の継続実施	水質状況の的確な把握	合流式下水道改善事業等	<下流処理区> 合流式下水道緊急改善計画の目標達成	合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。	-	合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表した。住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んだ。					
	(3) 水質事故への対応	水質事故時の迅速な伝達と共有化 (関係機関連携)	定期的な水質調査や底質調査 (関係機関連携)	水質汚濁防止法に基づき継続して実施				水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的実施。				
	(4) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	「武庫川水質連絡会議」*等との連携	継続して実施				・平成28年度の水質事故は5件発生し、うち1件で県企業庁及び三田市が一時取水を停止した。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。(年4回実施：7月, 10月, 1月, 3月)				
	(5) 水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討 (関係機関連携)	関係機関と連携し実施方を検討				・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)				
		オギヤヨシ等の水生植物の再生	実施方を検討し順次実施				該当箇所(武庫川上流部)の工事に合わせ、水生植物の再生を実施。					

※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業体で構成する連絡会議

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備については、合流改善にかかる施設整備は完了しており、放流水質測定を行い、検証の結果を公表した。住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んでいく。</li> <li>・水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標である BOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全磷(湖沼)でみると、河川は達成、湖沼は非達成。)</li> <li>・今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)		

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第4節 河川の維持管理等に関する事項                  1 河川の維持管理                  (1) 維持・修繕工事の実施                  ① 河道、堤防、護岸等 ② 親水施設等 ③ 樹木等 ④ 水文観測施設                  (2) 不法行為等への指導 (3) 除草・清掃の実施                  (4) 適切な施設操作の実施 (5) 占用許可工作物への適切指導</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。</p>
<p><b>施策の概要</b></p> <p>平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。</p>		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
(1)維持・修繕工事の実施	①河道、堤防、護岸等	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施				巡視点検の結果、洗掘対策、修繕工事等を実施 ・有馬川の洗掘対策 L=20m ・長尾川の土砂撤去 L=550m 等				
			＜下流部築堤区間＞ ・定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削 ・堤防・護岸の修繕工事	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ維持掘削、修繕工事を実施				・巡視点検の結果、修繕工事なし ・定期的に横断橋梁付近の目視による定点観測を実施				
	②親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施				巡視点検の結果、施設の更新なし				
	③樹木等	適切な樹木管理	・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施				巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 570本 (尼崎市武庫町45、武庫豊町135、南武庫之荘292、西宮市小曾根88、小松東10) ・武庫川有馬川合流点付近 12,000m <sup>2</sup>				
		適正な樹木管理についての検討	治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等	適正な樹木管理について検討				-				
				-				-				

	④水文観測施設	水文観測施設の機能確保	・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	量水標標示板(危険水位)の更新2箇所 (甲武橋、小曾根)				
(2) 不法行為等への指導		治水上著しい支障がある不法行為者への指導 (関係部局連携)	不法行為者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施				
(3) 除草・清掃の実施		安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	継続的に実施	クリーン作戦を実施 (神戸市、尼崎市、宝塚市、三田市、篠山市)				
			河川愛護活動・ひょうごアダプト等に対する清掃資材提供等の支援	継続的に実施	清掃資材提供等を実施				
			回収ゴミの適切な処理(県市連携)	継続的に実施	適切な処理を実施				
(4) 適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能発揮	樋門等の適正な機能発揮	樋門等の操作の実施・指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持				
	水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用	巡視点検を行い資材を補充するとともに、水防時には適正に活用				
(5) 占用許可工作物への適切指導	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	施設管理者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった				
	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	・下水道管理者等と協議しながら排水計画の指針の検討を行った。 ・下水道管理者及び関係市等からなる準備会において、運転調整ルールについて意見交換を行った。(H29. 3. 17)				

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。</li> <li>排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、排水計画の策定について検討を行った。早期の計画策定を目指し、今後も検討を継続していく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37]) に向けて		

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第4節 河川の維持管理に関する事項                  2 流域連携                  (1) 地域社会と河川の良い関係の構築                      ① 流域対策・減災対策   ② 動植物の生活環境の保全・再生                      ③ 川の計画づくり       ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等                      ⑤ 水質の向上                  (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援                  (3) 自律的な流域ネットワークとの連携</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。</p>
<p><b>施策の概要</b></p> <p>適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良い関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組む。</p>		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 ( D )				
			第 1 期 (H23~H27)	第 2 期 (H28~H32)	第 3 期 (H33~H37)	第 4 期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32
(1) 地域社会と河川の良い関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアドプト等の実施	「参画と協働」の推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事への理解と協力を得るための住民説明会等(4回34人)を実施</li> <li>・「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(H28.10)</li> <li>・ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(2団体210人)等</li> </ul>				
	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置</li> <li>・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催</li> </ul>				
	① 流域対策・減災対策 学校、公園、ため池等を利用した貯留施設の整備(流域市連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m <sup>3</sup> )					約1.0万m <sup>3</sup> 完成(学校2箇所、ため池1箇所)				
	水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援					住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市42回) それを基に手づくりハザードマップを作成(市32地区)				
② 動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、漁協、地域住民、学識者の連携によるアユの産卵場造成(2号床下流)</li> <li>・流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>								
③ 川の景観づくり	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。								

	④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等		河口部での干潟創出については、今後、河川改修の進捗に併せて整備に着手。				
	⑤水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)		・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)				
(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援		公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	活動資金の助成 ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施	地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を活用				
	①連携・交流のための機会提供	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施	・各団体での地域づくり活動情報システム「コラボネット」の活用 ・地域づくりネットワーク会議等への参加 ・「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H28.10)				
	②連携・交流のための情報提供		活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施					
(3)自律的な流域ネットワークとの連携	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聴きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。	流域ネットワークの形成に向けて「第5回みんなで取り組む武庫川(H28.10)づくり交流会」を開催					

<凡例> ⑨: 武庫川流域内の合計値

3. 点検・評価(C) (第2期 [H28~H32])		点検・評価(C) H28	点検・評価(C) H29	点検・評価(C) H30
<p>・下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</p> <p>・総合治水条例に基づく阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</p> <p>・ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</p> <p>・多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</p> <p>・流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H28.10.29)を開催(参加者61名)。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</p> <p>・連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</p>				

点検・評価 (C) H31

点検・評価 (C) H32

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理に関する事項 3 モニタリング ① 定期的な観測によるデータの把握 ② 事業実施前後のモニタリング ③ 流量観測データの蓄積	実施目標	治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。
	施策の概要		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 ( D )					
			第 1 期 (H23~H27)	第 2 期 (H28~H32)	第 3 期 (H33~H37)	第 4 期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32	
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用	継続的に実施				雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用					
		住民等との情報共有	継続的に実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 2,010 万回/年)</li> <li>メディア等を活用した「兵庫県CGハザードマップ」の広報 (テレビ 1 回、ラジオ 3 回、新聞 3 回)</li> <li>武庫川流域の高校生等を対象とした「兵庫県 CG ハザードマップ」出前講座 (4 回・700 人)</li> </ul>					
	観測精度の維持・向上	日常の保守点検	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施				巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持					
		必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施				巡視点検の結果、改善の必要なしと判断					
①定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施				雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施					
②事業実施前後のモニタリング	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング	継続的に実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>H28 年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページで公開するほか、関係者へ報告を行うなど周知に努めた。</li> <li>武庫川上流部や武庫川峡谷での貴重種のモニタリングを実施</li> </ul>					

③流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施	平常時の流量観測を実施 ※増水時の観測は、観測対象水位に達しなかったことから未実施				
-------------	--------------	--------------------	--------	--	--	--	--	--

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])			
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30	
<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量や河川水位等の定期的な観測、流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き継続的に実施していく。</li> <li>河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。</li> <li>観測施設については、今後も適正な保守に努め、観測精度の維持・向上に努めていく。</li> <li>水位予測及び氾濫予測システムについては、観測データを活用し、予測精度向上に努めていく。</li> </ul>			
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32		

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 4 河川整備計画のフォローアップ (1) 河川整備計画の進行管理 (2) フォローアップ委員会の設置 (3) 地域住民等との情報の共有	実施目標	河川整備計画の着実な推進。
	施策の概要		PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有化を図る。

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	H31	H32
(1)河川整備計画の進行管理	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理の実施	継続的に実施				第6回懇話会でPDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を実施				
(2)フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催	継続的に実施				第6回懇話会を開催 (H28.9)				
(3)地域住民等との情報の共有	地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信	継続的に実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業説明会、現地説明会、出前講座 (H28.4~H29.3) (13回開催) 参加者累計約557人</li> <li>・広報紙、ホームページへの掲載</li> <li>・現地広報看板(22箇所)により工事概要を周知</li> <li>・流域団体主催のイベント(「武庫川づくりフォーラム(H29.2)」、「武庫川づくりシンポジウム(H29.3)」)において、取組等を情報発信</li> </ul>				

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~H32])		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
点検・評価 (C) H28 ・ PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。第1期 [H23~H27] を総括するとともに第2期 [H28~H32] の期別計画を設定。 ・ 第6回フォローアップ懇話会を9月に開催。 ・ 適宜、懇話会からの意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善に努めていく。 ・ 事業内容等を紹介するホームページ*へのアクセス数は、月平均で411件 (H28.4~H29.3の平均) を超えるなど住民等の関心の高さを示しており、説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html</a>					
点検・評価 (C) H31		点検・評価 (C) H32			

4. 改善 (A) (第3期 [H33~H37] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	実施目標 計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。
	施策の概要 築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。 また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。	

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	H31	H32	第2期 (H28～H32 計)
			(1)河道対策 ⑤下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレーン工法等の浸透対策（対策実施延長 L=7.3km） ・護岸工による侵食対策（対策実施延長 L=6.2km）	工事継続（浸透対策） L=6.2km (侵食対策) L=0.7km	工事完了（浸透対策） L=1.1km (侵食対策) L=5.5km	—	—	<浸透対策> 約0.7km[完了] (H29.5) [西宮市小曾根町] [尼崎市武庫町] (全体で約6.9km完了) <侵食対策> 約1.5km[完了] (H29.5) (全体で約2.2km完了)		
計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	—		—	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	—						
堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討		—								

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～H32])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<浸透対策> ・約0.7kmを実施。期別計画（第2期）1.1kmに対し、0.7kmが完了。 <侵食対策> ・約1.3kmを実施。期別計画（第2期）5.5kmに対し、1.3kmが完了。 浸透・侵食対策とも、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

4. 改善 (A) (第3期 [H33～H37] に向けて)		